

議案第 8 号

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、必要な事項を定  
める必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部  
を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年  
条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であ  
って、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「第  
2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業  
をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条  
の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に、「特定職に引き続き」を「引き続  
いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中  
(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とし、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に  
該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日  
後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同  
じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号  
に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間  
の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしてい  
る場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続  
いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子につい  
て、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期  
間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲  
げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合  
に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に  
該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、別途定める特別の  
事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1  
歳6箇月到達日

- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として別途定める場合に該当する場合
- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、別途定める特別の事情がある場合にあっては同

号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「伴い、当該任期」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第7条中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して別途定める」に改め、同条第1号及び第2号を削る。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第10条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第11条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定(同号ア(ア)を削る部分、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改める部分及び同号ア(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする部分に限る。)、第7条の改正規定及び第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第4号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。